

令和2年度観光地ワーケーション推進事業実施業務選定基準

1 審査の方法

- (1) 提出された作成業務企画書に対して審査する。
- (2) 各選定委員は、次項に定める審査項目について採点する。
- (3) 各委員の採点結果により、採点結果一覧表が作成される。
- (4) 選定委員会は、採点結果一覧表により審議し、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

2 審査の項目、視点及び配点

審査の項目	審査の視点	配点
1 企画意図	・観光地ワーケーションの現状を把握し、本業務の目的（観光地ワーケーションの類型整理、モデル事業の実施による検証、実現モデルの確立）と合致しているか。	10
2 企画案等	・観光地ワーケーションの類型整理に係る調査、モデル事業の実施、検証結果の取りまとめ（実現モデルの確立）に係る提案内容は、円滑な執行を期待できるものか。	10
	・類型整理の調査内容、対象、人数等は観光地ワーケーションの全体像を把握するのに十分であるか。	20
	・モデル事業の実施内容、調査内容等は実現モデルを確立するのに十分であるか。	20
	・その他の追加提案について、本業務の目的に資するものであるか。	10
3 実施体制等	・業務を適正・円滑に執行できる体制、スケジュールとなっているか。	15
4 業務実績	・予定技術者の職歴・業務履歴や、ワーケーションに係る実績から、本業務に対する円滑な執行を期待できるか。	10
5 費用対効果	・実施内容に対し、十分に費用対効果に配慮した経費が算定されているか。	5
合計		100